
3503. 輸出マニフェスト通関申告 変更

| 業務コード | 業務名 |
|-------|----------------|
| MEE | 輸出マニフェスト通関申告変更 |

1. 業務概要

輸出マニフェスト通関申告後、輸出許可前に、輸出マニフェスト通関申告変更を行う。

「輸出マニフェスト通関申告（M E C）」業務時に申告条件が「X」（搬入前申告）、「Y」（開庁時搬入前申告）であった輸出マニフェスト通関申告（以下、搬入前申告という。）の変更も、本業務で行う。

搬入前申告の場合は、貨物が搬入前においても本業務は可能である。

本業務を税関開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。

登録した輸出マニフェスト通関申告は以下の全てを満たす場合に自由化申告として扱われる。

①申告日において輸出者が特定輸出者、特定製造貨物輸出者、または入力者が認定通関業者である旨が登録されている（以下、当該輸出申告等をA E O申告という）。

②あて先官署と蔵置官署が一致しない。ただし、同一官署判定処理にて同一官署として判定された場合を除く。

③申告先種別コードに「T：特別通関貨物」または「R：一般申告（緊急通関貨物）」の登録がない。

④あて先官署が政令派出所でない。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

①申告価格は201,000円未満であること。

②貨物の総重量が1,000トン未満であること。

③本業務により発生する枝番は、9以下であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている申告者と同一であること。

③システムに通関士として登録されていること。

④輸出貨物情報DBに通関依頼先の指定がある場合はその通関依頼先の利用者と同一であること。または、通關依頼先の利用者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 仕向地チェック

入力された最終仕向地コードが輸出マニフェスト通関対象外国としてシステムに登録されていないこと。

(4) 輸出マニフェスト通関申告DBチェック

①申告番号が輸出マニフェスト通関申告DBに存在すること。

②輸出マニフェスト通関申告がされていること。

③輸出許可されていないこと。

④以下の登録がされていないこと。

「輸出等申告撤回」

「輸出等申告手作業移行」

(5) 時間外執務要請届DBチェック

本業務が税関開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該申告者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。

- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(6) 輸出貨物情報DBチェック

入力されたHAWB番号が輸出貨物情報DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。

- (A) HAWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。

- (B) HAWBであること。

- (C) 仮陸揚げ貨物でないこと。

- (D) システム外許可済でないこと。

- (E) 積戻し貨物でないこと。

- (F) 入力された通関予定蔵置場と、輸出貨物情報DBに登録されている通関場所（搬入予定先）が同一であること。

- (G) 税関への通知を要する事故情報が登録されている場合は、税関による事故確認が登録されていること。
(貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。)

- (H) 入力された貨物個数が、輸出貨物情報DBに登録されている輸出マニフェスト通関申告対象貨物の内容と一致すること。

- (I) 仕分け親となっていないこと。（貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。）

- (J) 仕合せ親となっていないこと。（貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。）

- (K) 仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。（貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。）

- (L) 訂正保留となっていないこと。（貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。）

- (M) 搭載完了されていないこと。

- (N) 他の輸出申告等がされていないこと。

- (O) 以下の登録がされてないこと。（貨物が搬入前の場合は、①のみチェックを行う。）

- ①「貨物差止め」

- ②「亡失届受理」

- ③「滅却承認」

- ④「その他」

- (P) 貨物手作業移行されていないこと。

- (Q) UBG貨物でないこと。

(R) 通関依頼先の指定がある場合は、入力者とその通関依頼先が同一であること。

(7) 搬入伝票・LDR情報DBチェック（航空のみ）

HAWB番号が変更され、かつ変更後のHAWB番号に係る貨物に搬入伝票情報が登録されている場合で、搬入前の場合は、貨物に登録されている搬入伝票番号が、搬入伝票・LDR情報DBに存在すること。

(8) その他のチェック

- ①あて先官署は通関予定蔵置場を管轄する税関内の官署であること。ただし、AEO申告（申告日においてAEO輸出者またはAEO通関業に係る輸出申告）である場合は、通関予定蔵置場を管轄する税關外の官署への申告を可能とする（申告先種別コードに「R：一般申告（緊急通関貨物）」または「T：特別通關貨物」の登録がある場合、若しくはあて先官署が政令派出所の場合を除く）。

- ②あて先官署は外郵官署でないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000000000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「0000000000000000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 邦貨換算処理

FOB通貨コード欄に入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、FOB価格を邦貨に換算する。

(A) 処理条件

- ①入力通貨コードにより「税額計算用」換算レートを適用する。
- ②輸出マニフェスト通関申告時の換算レートを適用する。

(B) 換算式

入力金額×適用レート

なお、円位未満を切り捨てる。

(3) 申告価格算出処理

①申告価格欄に入力がある場合は、入力された申告価格を申告価格とする。

②申告価格欄に入力がなく、FOB価格欄に入力がある場合は、入力されたFOB価格を申告価格とする。

(4) 蔽置官署の決定処理

通関予定蔵置場コードに基づき、蔵置官署を決定する。

(5) 蔽置部門の決定処理

蔵置官署に変更がない場合、変更前の蔵置部門を引き継ぐ。

蔵置官署に変更がある場合は、以下の通り決定する。

- ①あて先官署と蔵置官署が同一の場合は、あて先部門を蔵置部門とする。
- ②あて先官署と蔵置官署が異なる場合は、システムに登録されている蔵置部門とする。

(6) 申告番号の枝番払出し処理

申告番号の枝番を払い出す。

(7) 審査区分選定処理

(A) 搬入前申告の場合

(a) 貨物が搬入前の場合

- ①「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。
- ②搬入前申告後に「審査区分変更・検査（運送）指定（CKO）」業務により審査区分の変更が行われた場合は、指定された審査区分になる場合がある。

(b) 貨物が搬入後の場合

- ①「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。
- ②搬入前申告後にCKO業務により審査区分の変更が行われた場合は、指定された審査区分になる場合がある。

(B) 搬入前申告以外の場合

- ①「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。

②CKO業務により審査区分の変更が行われた場合は、指定された審査区分になる場合がある。

(8) 検査区分選定処理

①「検査扱い」に選定された場合は、「現場検査」または「検査場検査」のいずれかに選定される場合がある。

②CKO業務により検査区分の変更が行われた場合は、変更された検査区分を引き継ぐ。

(9) 審査終了処理

以下の条件を全て満たす場合は、輸出申告搬入後処理前に審査終了した旨（以下、「搬入前申告審査終了」という。）を登録する。

- ①搬入前申告である。
- ②貨物が搬入前である。

③「審査区分選定処理」により「簡易審査扱い」（保留中を除く）に選定された

(10) 輸出マニフェスト通関申告DB処理

入力内容を輸出マニフェスト通関申告DBに登録・更新する。

(11) 輸出貨物情報DB処理

(A) 搬入前申告の場合

- ①HAWB番号が輸出貨物情報DBに存在する場合、手続きの状況を輸出貨物情報DBに登録する。
- ②HAWB番号が輸出貨物情報DBに存在しない場合、輸出貨物情報DBを作成する。
- ③HAWB番号が変更されている場合は、変更前のHAWB番号に係る輸出貨物情報DBから搬入前申告された旨を取り消す。ただし、搬入前申告時に輸出貨物情報DBを作成した場合は、輸出貨物情報DBを削除する。
- ④貨物が搬入前の場合は、貨物搬入時に輸出申告搬入後処理の自動起動を行う旨を登録する。

(B) 搬入前申告以外の場合

- ①手続きの状況を輸出貨物情報DBに登録する。
- ②HAWB番号が変更されている場合で、変更前のHAWB番号に係る輸出貨物情報DBから輸出マニフェスト通関申告された旨を取り消す。

(12) 時間外執務要請届使用実績DB

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。

(13) 搬入伝票・LDR情報DB処理

HAWB番号が変更された場合は、以下の処理を行う。

- ①HAWB番号に係る貨物に搬入伝票情報が登録されている場合で、搬入前の場合は、搬入前に申告が行われた旨を登録する。
- ②変更前のHAWB番号に係る貨物に搬入伝票情報が登録されている場合で、搬入前の場合は、搬入前に申告が行われた旨を取り消す。

(14) 添付ファイル管理DB処理

入力された申告番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、手続きの状況を添付ファイル管理DBに登録する。

(15) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
|----------------------|--|------------------|
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 輸出マニフェスト通関申告変更控情報 | なし | 入力者 |
| | | 税関(通関担当部門) *1 |
| 検査指定情報*2 | 搬入前申告の場合で、検査区分が現場検査、検査場検査または見本確認に指定された場合は申告書用と、倉主等用または運搬・倉主等用の2通を出力する ただし、搬入前申告中に出力されている場合を除く | 入力者 |
| | 以下の条件をすべて満たす場合 ①搬入前申告 ②貨物が搬入後である ③検査区分が現場検査、検査場検査または見本確認に指定された | 検査立会者*4 |
| 輸出マニフェスト通関申告情報(レコーダ) | | 保税蔵置場*3 |
| | | 税関(通關担当部門) *5 |
| 添付情報通知情報 | 以下の条件をすべて満たす場合 ①添付ファイルの登録が行われている場合 ②輸出マニフェスト通關申告情報(レコーダ)の出力を行った場合 ③変更前の審査区分が「簡易審査扱い」の場合 | 税關(通關担当部門) |
| | | 税關(通關担当部門) *5 |
| 検査予約取消票 | | 税關(通關担当部門) |
| 検査取消票 | 以下の条件を満たす場合に出力 ①検査を行う官署が変更となる ②検査指定済である | 申告者 |
| | | 検査立会者*4 |
| | | 保税蔵置場*3 |

(* 1) 訂正票出力識別欄に「P」が入力された場合にのみ出力。

搬入前申告の場合は、簡易審査扱いとなった場合は出力しない。

(* 2) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙L01「検査指定情報について」を参照。

(* 3) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

(* 4) 検査立会者に指定されている利用者が申告者と同一である場合は出力しない。

(* 5) 蔽置官署にて検査を行う場合は、蔽置官署に出力する。